3　協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。
一　二号業務に係る費用
二　三号業務に係る費用
4　協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。
5　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。
6　協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

（財務諸表の様式）

第三十四条　［略］

［2　略］

3　法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～三　略］

四　資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。）

［イ～タ　略］

レ　別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細

［削る］

ソ　別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細

ツ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

ネ　第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法

ナ　区分経理の実施の適正を確保するための措置

ラ　ヲからナまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの）

［五～十一　略］

（情報提供の方法及び範囲）

第五十五条の二　法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

［新設］

2　協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

［新設］

［新設］

（財務諸表の様式）

第三十四条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～タ　同上］

［新設］

レ　放送番組等有料配信費の明細（放送番組等に係る協会の著作権の使用料、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料（権利処理を委託している場合は業務委託費）その他重要と認められるもの）（放送番組等有料配信業務勘定に限る。）

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

ソ　ヲからタまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの。）

［五～十一　同上］

［新設］